

京都市告示第532号

京都市観光駐車場条例第2条ただし書の規定に基づき、京都市嵐山観光駐車場の有料供用時間を次のとおり変更します。

平成18年3月10日

京都市長 榎本 頼兼

駐車場名	期 間	変 更 有 料 供 用 時 間	現 行 有 料 供 用 時 間
京都市嵐山 観光駐車場	平成18年3月18日から 平成18年5月31日まで	午前8時から 午後6時まで	午前8時から 午後5時まで

(建設局管理部建設総務課)